

フレールベル會規則

第拾壹卷第九號目次

○ 秋風の賦	如柳子
○ 一致協和	
○ 兒童の模倣に就て	文學士 倉橋惣三
○ 遊戯上に現はれたる幼兒の模倣性	和田實
○ 醫者同志で全で反對の養育法	道師如柳子
○ 玩具に就て	農商務省 參事官 山脇春樹
○ 色鉛筆	若き父
○ 玩具は如何に選擇すべきか	高市次郎
○ 幼兒預所に就て	倉橋生
○ 幼稚園の戶外運動器具	

- 第一條 本會ハ幼兒保育ノ改良發達ヲ圖ルヲ以テ目的トス
- 第二條 本會ハフレールベル會ト稱シ東京ニ置ク
- 第三條 會員タルントスルモノハ幼稚園ニ關係アルモノ又ハ幼兒保育ニ篤志ナルモノニシテ會員ノ紹介ヲ經ベシ
- 第四條 會員ハ本會ノ經費トシテ一ヶ月金拾錢ヲ贈出スベシ
- 第五條 令聞名望アル人ニシテ本會ノ事業ニ裨益アリト認ムルモノハ特ニ請ヒテ客員トナスコトアルベシ
- 第六條 本會ノ目的ヲ達センガ爲ニ左ノ事業ヲ行フ
- 一 總會 毎年四月廿一日之ヲ開キ保育ニ關スル演說、談話、保育參考品幼兒成績展覽 會務ノ報告 幹事ノ選舉等ヲナス
 - 一 但シ會日ハ會長ノ意見ニヨリ之ヲ變更スルコトアルベシ
 - 一 常會 毎年二月、六月、十月、十二月ノ第二土曜日之ヲ開キ保育ニ關スル演說、談話、協議、實驗等ヲナス
 - 一 組合會 會員中特ニ或ル事項ヲ研究セントスルモノヲ以テ組織ス
 - 一 但シ別ニ組合規約ヲ定メテ會長ノ承認ヲ經ルモノトス
 - 一 雜誌發行 毎月一回雜誌ヲ刊行シテ之ヲ會員ニ配布ス
 - 一 前項ノ外本會ノ目的ニ裨益アリト認メタル事件
- 第七條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク
- 會長 一人 會務ヲ總理ス
 - 副會長 一人 會長ヲ補佐シテ會務ヲ掌理ス
 - 幹事 若干人 會長ノ指揮ヲ受ケ會務ヲ分掌ス
 - 評議員 若干人 重要ナル事件ニ關シ會長ノ諮詢ニ應ズ
 - 會長ハ客員中ヨリ推薦スルモノトス
- 第八條 主幹、幹事、評議員ハ會長ノ特選トス
- 第九條 本會ハ必要ニ應シ特ニ委員ヲ設ケ又ハ書記ヲ雇入ルルコトアルベシ
- 第十條 此規則ハ會員三分ノ二以上ノ同意ヲ得ルニアラサレハ變更スルコトヲ得ス

購讀の申込

(振替口座東京 一七二六六番)

本誌を購讀なされたき方は會費一ヶ月金十錢の割合で一ヶ月分をなま

- 一册郵税共金拾一錢
- 六册前金郵税共六拾錢
- 拾二册同金壹圓貳拾錢
- 郵券代用一割増